

財政分析の主要指標及び用語の解説

1. 決算カード

決算カードとは、「平成〇年度決算状況」という個々の市町村が保有する自治体普通会計（普通会計：「一般会計」と「公営事業会計以外の特別会計」）決算の資料の通称名です。

総務省（自治財政局財務調査課）は、毎年、自治体の決算状況を把握するために、個々の自治体に、「地方財政状況調査表」（全体で約70ページ程度）の作成を要請しています。「決算カード」は、この「地方財政状況調査表」の要約版です。自治体では、前年度の決算状況について、7月に総務省へ調査資料の提出を求められていますので、前年度決算についての「決算カード」、「地方財政状況調査表」とも、7月末には作成完了しています。

2. 地方税

地方税には、税の所属によって、都道府県税、市町村税の二つがあります。市町村の決算カードでは、「市町村税の状況」に、各種の市町村税の項目が示されています。

3. 地方交付税

地方交付税は、所得税・酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%、たばこ税の25%に法定されています。地方交付税は、国が便宜的に一括徴収する間接徴収形態の地方税の性格を有していることから、地方自治体の共有・固有の、使途が限定されない一般財源です。個別自治体における地方交付税の増減の分析には、『普通交付税および地方特例交付金算出資料』（自治体の財政課作成）を入手し、前年度と比較するとその増減の要因がわかります。

（1）普通交付税

基準財政収入額と基準財政需要額の差が一般財源不足額＝普通交付税額となります。毎年度4月1日より算定し8月31日に普通地方交付税の交付額決定が行われます。

（2）特別交付税

地方交付税の6%に相当する額（地方交付税法第6条の2第3項）で、特別の財政需要等を勘案して、毎年度12月30%、3月70%ずつが交付されます。

4. 地方債

特定の建設事業費等の財源に充てるため起こした市町村債、特例地方債、起債前借り分、都道府県貸付金、政府関係機関からの住宅金融公庫貸付金などが計上されます。ただし、母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金は国庫支出金に計上されます。

2001年度からは地方財源不足対策として普通交付税の一部振り替えである「臨時財政対策債」が発行されています。一般財源として赤字地方債の本格的発行は、戦後の地方財政史上初めてのことです。なお、臨時財政対策債の元利償還金は後年度交付税措置（基準財政需要額に算入）されます。

5. 義務的経費

法令の規定や経費の性質上、任意に削減できない、支出が義務付けられている経費、あるいは経常的に支出せざるを得ないために容易に削減できない経費のことです。性質別歳出の項目では、(1)人件費、(2)扶助費、(3)公債費（元利償還金、一時借入金）の3者をいいます。

(1) 人件費（うち職員給）

事業費支弁職員の給与を除いてすべての給与費を計上します。議員報酬手当、委員等報酬、市町村長等特別職の給与、職員給（給料、扶養手当、調整手当、時間外・管理職手当などその他手当、臨時職員給与）、地方公務員共済組合負担金、退職金、退職年金等、災害補償費、職員互助会補助金、その他（地方公務員等共催組合法の対象とならない職員の社会保険料等）が計上されます。

(2) 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の社会保障関連法に基づき、高齢者、児童、障害者等に対して行う扶助（援助）の経費が計上されます。高齢化の進展や不況による失業増等により、当該費用が増加する傾向を示します。

(3) 公債費

地方債の元利償還金、一時借入金利子、都道府県からの貸付金の返還金およびその利子が計上されます。地方債の発行等による借り入れは後年度の公債費の増加要因となります。

6. 投資的経費

長年にわたり支出の効果がもたらされる建物設備などの資本形成に対する経費のことで、(1)普通建設事業費、(2)災害復旧事業費、(3)失業対策事業費のことです。

(1) 普通建設事業費

補助事業として庁舎建設等総務費、保育所建設等民生費、ゴミ処理施設等衛生費、農林水産業費、商工費、道路・河川・橋・都市計画（街路・区画整理・公園）、学校建設等教育費があります。

(2) 災害復旧事業費

補助事業、単独事業があります。

(3) 失業対策事業費

多数の失業者の発生に対処し、失業者に臨時に就業の機会を与え、道路の整備や工業、住宅団地の造成、河川、公園の清掃等の事業を国または自治体が実施することが法律等で定められており、この失業対策事業の経費をいいます。

性質別歳出内訳

経常的経費	義務的経費	人 件 費	自治体におけるすべての給与費 議員報酬手当、市町村長等特別職の給与、職員給、退職金、職員互助会補助金など
		扶 助 費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、高齢者、児童、障害者等に対して行う援助費 生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅補助など
		公 債 費	地方債の元利償還金、一時借入金利子、都道府県からの貸付金の返還金およびその利子
		物 件 費	旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託費（民間委託費含む）など
経常	その他経費	維持補修費	庁舎、小中学校、その他公共施設の維持管理費
		補 助 費	一部事務組合・公営企業・民間団体等への補助金や負担金など
			物件費に含まれない報償費や委託料、火災保険料など
		積 立 金	財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金
		投資・出資金・貸付金	債権、株式の取得、法適用公営事業会計に対する出資金、公社・公団、地方開発事業団、地方公営企業に対する貸付金
		繰 出 金	一般会計から特別会計（国民健康保険会計、収益事業会計など）への経常的な資金繰り出し（運転資金、事務費、建設費、赤字補てんなど）
投資的経費	投資的経費	前年度繰上充用	前年度の歳入が歳出に対して不足する場合、当年度の歳入を繰り上げて、前年度の歳入に充当
		普通建設事業費	施設の増・改築など形状・構造を改良し、効用を増加させるもの。景気対策としての公共事業は、普通建設事業費の補助事業・地方単独事業を財源とする 【補助事業】庁舎建設等総務費、保育所建設等民生費、ごみ処理施設等衛生費、農林水産業費、商工費、道路・河川・橋・都市計画（街路・区画整理・公園）、学校建設等教育費など 【単独事業】補助事業と同様 【県営事業負担金】 【国直轄事業負担金】
			災害復旧事業費
			多数の失業者の発生に対し、失業者に臨時に就業の機会を与え、道路の整備や工業、住宅団地の造成、河川、公園の清掃等の事業を国または自治体が実施する失業対策事業
			失業対策事業費

目的別歳出内訳

議 会 費	議会に係るすべての経費
総 務 費	総務管理費（本庁舎、公会堂、市民会館などの維持管理・建設費）、徴税費、戸籍、住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費
民 生 費	社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害援助費
衛 生 費	保健衛生費、結核対策費、保健所費、清掃費（ごみ収集、運搬施設費）
労 働 費	失業対策費、雇用促進等の経費
農林水産費	農業費、畜産業費、農地費（土地改良費、土壤改良費、農業集落排水事業・簡易排水事業会計への繰出金、林業費（造林、林道整備）、水産業費（漁港建設費、漁港施設維持管理費）
商 工 費	工業団地造成費、消費者行政・中小企業関係経費、観光施設建設事業費
土 木 費	土木管理費、道路橋梁費（道路・橋梁の建設・改良・維持管理費など）、河川費（河川・ダムの維持管理費、河川の改修・護岸・堤防費）、港湾費（特定重要港湾・重要港湾・地方港湾の建設・改良・維持管理費）、都市計画費（街路費、公共下水道費、都市下水道費、区画整理費など）、住宅費（住宅建設費・用地取得費・管理費など）、空港費（空港の維持・修繕負担金）
消 防 費	消防・防災・水防経費
教 育 費	教育総務費、小学校費、中学校費、高等学校費、特殊学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費（体育施設、学校教育費）、大学費
災害復旧費	農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、その他
公 債 費	地方債の元利償還費、都道府県からの貸付金の元利償還費、一時借入金利子
諸 支 出 金	普通財産取得費、公営事業費（交通・ガス・電気事業への繰り出し金・貸付金）、各種基金積立金

7. 歳入歳出差引（形式収支）

「歳入総額」から「歳出総額」を差し引いた額を「形式収支」といいます。当該年度に収入された現金と支出された現金の差です。形式収支には当該年度に債務が確定し、支払い義務が発生したもの、当該年度に実施すべき事業を翌年度に繰り越したものに充てる現金などが含まれており、収支の実態を正確に表しているものではありません。

しかし、形式収支が赤字の場合には、すでに発生している支出の義務を履行することができず、翌年度の歳入を繰り上げて補填することになります。これが「繰上充用」です。これは翌年度の歳入を先食いするものであり、財政運営が最悪の事態に直面していることを意味します。

8. 実質収支

「形式収支」から「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引いた額が実質収支額となります。一般的に自治体財政が赤字か黒字かを判断する際の指標となります。ただし、実質収支額が黒字であればある程よいというものではありません。「実質収支額」を「標準財政規模」で割った実質収支比率は、経験的に標準財政規模の3%～5%程度が望ましいとされています。それ以上の黒字額は行政水準の向上か住民負担の軽減に充てられるべきとされています。

9. 単年度収支

実質収支は、前年度からの収支の累積があるので、その影響を控除した単年度の収支のことです。当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものが単年度収支です。

単年度収支＝当年度の実質収支－前年度の実質収支（前年度からの繰越し分）

（1）単年度収支が黒字の場合

- ① 前年度の実質収支が黒字のときは、当年度に新たな剰余が生じたことを意味します。
- ② 前年度の実質収支が赤字のときは、当年度に過去の赤字を解消したことになります。

（2）単年度収支が赤字の場合

- ① 前年度の実質収支が黒字のときは、当年度に過去の剰余金を食いつぶしたことを意味します。
- ② 前年度の実質収支が赤字のときは、当年度に赤字額が増加したことを意味します。

自治体は毎年度の増加収入で増加経費を賄っていくことが基本とされていますが、収入が落ち込んだときは過去の蓄積を食いつぶし、単年度収支が赤字になることもやむをえないとされています。収入増加のときに積み立て等が必要になります。なお、単年度収支は、3～5年度おきくらいに赤字になるのが普通です。これは、膨らんだ黒字を適宜に取り崩し、住民に還元しているからです。経験的に、首長選挙の前に、赤字になることが多いです。

しかし、単年度収支が3年間連続で赤字の場合は、危険信号が出ていると考えるべきです。

10. 積立金

積立金は、一般には「基金」として処理されます。財政調整基金、減債基金、特定目的基金などがあり、「地方財政状況調査表」（29表）に内訳と合計が示されています。これら積立金は実質的には黒字要素であり、積立金として取扱わなかった場合には、当年度の黒字額が増加することになります。

11. 実質単年度収支

「単年度収支」に「基金積立金」と「地方債繰上償還金」を加えて、「積立金の取り崩し額」を差し引いたものが、実質単年度収支となります。

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{基金積立金} + \text{地方債繰上償還金} - \text{基金取崩額}$$

つまり、単年度収支に含まれる実質的な黒字要素、赤字要素を調整して、単年度における実質収支の状況を正確にみることができる指標です。実質単年度収支が赤字の場合は、過去の剩余金を食いつぶしたこと意味します。

12. 基準財政収入額

自治体の財政力を合理的に測定するために地方交付税法の規定（第14条）に基づき導出された財政収入額のことです。普通交付税の算定の際に用いられるもので、自治体の歳入を直接表す財政指標ではありません。対象となる主な収入には、（1）法定普通税（法定外普通税を除く）、（2）法定目的税の一部（都道府県では自動車取得税、軽油引取税、市町村では事業所税）、（3）税交付金（地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金など都道府県が徴収し、一定割合が市町村税として交付されるもの）、（4）地方譲与税（地方道路譲与税、自動車重量譲与税等）、（5）交通安全対策特別交付金があり、そのほか地域によって、（6）国有資産等所在都道府県・市町村交付金および日本郵政公社有資産市町村納付金が含まれます。

このほか恒久的減税に伴う減収分を補てんする、（7）地方特例交付金、（8）減税補てん債も特例として算入されます。とりあえず算定式は次のように覚えておきましょう。

$$\begin{aligned} \text{基準財政収入源} = & \{ (\text{地方税等 (税交付金含む)} + \text{地方特例交付金}) \times (75/100) \} \\ & + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} \end{aligned}$$

厳密には（1）～（3）、（6）～（8）の75/100と（4）～（5）を合算します。

なお、「三位一体改革」にともなう地方譲与税（都道府県、市町村）および税源移譲予定特例交付金（都道府県）については、2004年度分は75/100、2005年度分は100/100で算定します。地方税等の算定においては標準的な地方税収を測定する観点から標準税率を用います。

13. 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いる標準の財政需要額で、各自治体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定（第11条）に基づいて算定します。その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算して

行われます。各自治体ごとに積算されます。

基準財政需要額=各行政項目ごとの基準財政需要額の合算額

=各測定単位の数値（当該自治体の数値）×補正係数×単位費用（全国一律の数値）の合算額

基準財政需要額は、各自治体における標準的な水準における行政に必要な一般財源としての財政需要額を示すものです。したがって、基準財政需要額の算定にあたっては、特定財源（目的税、国庫支出金、県支出金、使用料・手数料、負担金・分担金等、地方債）などを控除しています。

14. 標準財政規模

自治体の一般財源の標準的な規模を表す理論値のことです。実質収支比率、公債費比率、起債制限比率等の算定ベースとなります。基準財政収入額のうち75/100で算定されている部分を100/75で割り戻し、これに普通交付税額を加算して算出します。

標準財政規模= {（標準財政収入額－（地方譲与税+交通安全対策特別交付金）} × (75/100)
+（地方譲与税+交通安全対策特別交付金）+普通交付税額

15. 経常収支比率

「経常経費充当一般財源」（人件費、公債費、扶助費、繰出金、経常的な物件費）の「経常一般財源」に対する割合です。「経常一般財源」とは、毎年度連続して経常的に収入され、自由に使用できる財源の総額です。

経常収支比率=経常経費充当一般財源÷経常一般財源総額×100（減税補てん債等を除く）

経常収支比率=経常経費充当一般財源÷（経常一般財源総額+減額補てん債+臨時財政対策債）×100

つまり、人件費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税などの一般財源がどれだけ充当されているかをみて、財政構造の弾力性を判断するものです。一般に減税補てん債や臨時財政対策債を経常一般財源に含めた場合と含めない場合が記載されています。普通、経常収支比率が低いと財政に弾力性があり、高いと財政が硬直しているとされます。経験的に町村で70%程度、都市で75%程度、都道府県で80%程度が妥当とされています。都道府県では義務教育小中学校、高等学校の教職員、警察官の給与費があるため比率が高くなります。都市では生活保護費があるため比率が高くなります。経常収支比率が100%を超える自治体では、投資的経費、臨時の経費だけではなく、経常的経費にまで臨時の財源を充てていることになり、不健全な財政運営となっていることを示しています。また、経験的に人件費の経常収支比率が40%を超えると財政運営が厳しくなるとされています。さらに、公債費の経常収支比率は、近年上昇傾向にありますが、一般に20%を超えると警戒をしなければなりません。なお、今日においては、福祉、教育など新たな行政需要に対応した人員増が求められるなかで人件費の比率も自ずと高まる傾向がみられます。

16. 財政力指数

「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で割った数値の過去3年間の平均値です。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}$$

財政力指数が1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超えた団体を財源超過団体、すなわち地方交付税の不交付団体となります。1未満の場合には財源不足団体、すなわち地方交付税の「交付団体」となります。

その団体が標準的な行政を行う場合に必要な一般財源額（基準財政需要額）のうち、どの程度、税等収入（基準財政収入額）で、賄えるかを示す財政指標です。

17. 実質収支比率

「実質収支」を「標準財政規模」で割った数値で、累積の赤字、黒字を示す財政指標です。

$$\text{実質収支比率} = \text{実質収支} \div \text{標準財政規模} \times 100$$

経験的にプラス3%～5%の範囲にあることが望ましいとされています。実質収支比率がマイナスの場合は赤字団体を示します。この赤字比率が市町村でマイナス20%、都道府県でマイナス5%を超えると起債制限を受けることになります。

18. 経常一般財源比率

「経常一般財源」の合計額を「標準財政規模」で割った数値をいいます。

$$\text{経常一般財源比率} = \text{経常一般財源} \div \text{標準財政規模} \times 100$$

この比率が100を超えるほど歳入構造に弾力性があるとされています。

19. 公債費比率

公債費（毎年度の地方債の元利償還費）のうち、元利償還金に充てられた特定財源と普通交付税により措置された分を差し引いた額に対する標準財政規模の割合で、公債費についての実質的な自治体財政負担を見る指標です。

$$\text{公債費比率} = A - (B + C) \div D - C \times 100$$

経験的に15%を超えると警戒ラインとされてきました。

A：当該年度の普通会計に係る元利償還金（繰上償還分を除く）

B：元利償還金に充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において災害復旧費、辺地対策事業債償還費、地域改善対策事業債償還費、過疎地域等振興のための地方債償還費、公害防止事業債（普通会計に属するものに限る）償還費、石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費、地震対策緊急整備事業債償還費、地域財政特例対策債償還費、臨時財政特例債償還費（普通会計に属するものに限る）、災害復興等のための地方債利子支払費、財源対策債償還費、減税補填債償還費として基準財政需要額に算入された公債費（一部事務組合の地方債に係るもの）を除く）

D：標準財政規模

20. 起債制限比率（地方債許可制限比率）

公債費比率の計算から事業費補正分を除いた数値をいいます。地方債の許可制限についての指標です。1977年度以降の地方債の増発に対して、起債制限を緩和するために新たに設定された指標で、公債費比率より一般的には下回る数字となります。ただし、過去3年間の平均であるため、必ずしも公債費比率より下回らない場合もあります。地方債許可制限比率は、15%のラインが黄色信号です。地方債許可制限比率が20%～30%、一般単独事業債、厚生福祉施設整備事業債が30%以上になると、一般事業債を許可されない、とされています。（地方財政再建促進特別措置法第23条第1項）。

21. 公債費負担比率

公債費に充当する一般財源の額をできる限り増加させないようにするための指標です。公債費に充当された一般財源を一般財源総額で割ったものです。

$$\text{公債費負担比率} = \text{公債費充当一般財源} \div \text{一般財源総額} \times 100$$

経験的に15%が警戒ライン、20%以上が危険ラインといわれます。

22. 積立金現在高

財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計をいい、積立金残高ともいいます。積立金残高比率は、「積立金残高」を「標準財政規模」で割ったものです。

$$\text{積立金残高比率} = \text{積立金残高} \div \text{標準財政規模} \times 100$$

23. 地方債現在高

過去に発行した地方債の「累積額」をいい、地方債残高ともいいます。地方債残高比率は、「地方債残高」を「標準財政規模」で割ったものです。

$$\text{地方債残高比率} = \text{地方債残高} \div \text{標準財政規模} \times 100$$

地方債残高比率が200%を超えると、公債費負担の重圧が大きくなり、財政運営が厳しくなるとされます。

（※1）『自治体財政分析の手引き（2005年度補強版）』（全日本自治団体労働者組合、2005年）より出典及び調製